

右京の魅力発信事業「区民ライター」募集要項

1 募集の目的

本業務は、右京区に在住・通勤通学している方をはじめ、広く全国・世界に向けて、区民の声を反映した右京の魅力を発信するためのコンテンツを作成し、SNS等において情報発信を行うことで、右京区への愛着の醸成を図ることを目的としています。また、SNS等で発信する情報を、発信後も見る人が情報を有効活用できるよう、地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を活用してアーカイブし、発信情報の効果を持続させます。

2 活動内容

- ・ インスタグラム「右京ファン」 (@ukyo_fan) での記事作成（月1回以上）
- ・ 記事作成のための自主的な取材、撮影、執筆活動（随時）
- ・ 「右京ファン」活性化のための施策への参加（随時）
- ・ 投稿記事についてフィードバックを行うミーティングへの参加（年1～2回予定）
- ・ 右京区まちづくり大交流会等の右京区内の事業への参加（年1～2回予定）

3 活動期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月16日（月）まで

4 募集枠数

最大10枠

5 応募資格

右京区に在住・通勤・通学している方で、以下に記載された条件すべてを満たす個人またはグループ（※過去に本事業の区民ライターとして活動された方も応募可能です。）

- ・ 応募者独自の視点で「右京の魅力」を伝えたい方
- ・ 自身が所有し、公開しているSNSアカウントで投稿などをしたことがある方
- ・ 活動期間内に1箇月につき1本以上の原稿（記事・写真）を作成できる方
- ・ 写真撮影可能なカメラ（スマートフォンやタブレット端末可）を所有する方
- ・ インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末を所有し、画像の編集や文章作成等の作業ができる方
- ・ 市民しんぶん等に区民ライターとしてご自身の氏名（ニックネーム可）及び顔写真の掲載が可能な方
- ・ 任命式及び事前研修会に出席できる方（6月20日（金）午後6時から午後7時30分まで、右京区役所会議室での開催を予定）

6 応募方法等

専用応募フォームに、以下の事項を入力し応募を完了してください。

【基本事項】

個人またはグループ、グループ名（グループのみ）、グループの概要（グループのみ）、氏名（グループの場合は代表者氏名）、年齢（グループの場合は代表者年齢）、住所、所属先（勤務先、通学先、活動団体等）、連絡先電話番号、メールアドレス、保護者氏名（応募者が18歳未満の場合のみ）

【応募動機等】

- ・ 応募動機（100文字程度）
- ・ あなたが発信したい右京の魅力（選択式）
- ・ 右京の魅力を伝える画像・投稿文（インスタグラムに投稿するつもりで作成してください）

- ・自身またはグループが運用し、公開しているSNSアカウント（インスタグラム以外のSNS可）

【専用応募フォーム】

右京区役所ホームページから、専用応募フォームにアクセスして入力してください。

<URL> <https://www.city.kyoto.lg.jp/ukyo/page/0000339511.html>

7 応募期間

令和7年4月28日（月）午前10時から5月20日（火）午後5時まで

8 選考及び採用結果の通知

- ・ 応募者の選考は、「右京の魅力発信区民ライター選考会議」において選考します。
- ・ 選考結果は、応募者全員に、応募フォームで入力したメールアドレス宛に連絡します（6月上旬予定）。

9 活動報酬

1箇月につき3,000円

※ 活動報酬には、取材に必要な経費を含みます。

※ グループの場合、その人数に関わらず、1グループにつき上記の金額とします。

10 その他

- ・ 任命式において、活動に係る誓約書を提出いただきますので、あらかじめご承知ください。
- ・ インスタグラムでの発信のほか、右京区役所公式Facebook（管理アカウント：ukyoku）、地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」（<https://ukyofan.com/>）、市民しんぶん右京区版で紹介することを予定しています。
紹介は区民ライターに予告なく行いますので、あらかじめご承知ください。
- ・ 本事業の原稿及び写真を、デジタルブック・動画等に集積し、動画サイトや右京区役所の待合スペース等で放映することがあります。
- ・ 取材先との連絡や交渉、調整は、原則、区民ライター本人が行います。
- ・ 取材に係る費用は、区民ライター本人の負担となります。
- ・ 各記事には、取材して記事を作成した区民ライターの名前を表示します。
- ・ 特定の個人等の売名利用や営利を明らかにした内容に関する記事の作成や掲載は禁止します。
- ・ 特定の政治、思想又は宗教等の活動を目的とした内容に関する記事の作成や掲載は禁止します。
- ・ 法令又は公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受ける恐れがある内容に関する記事の作成や掲載は禁止します。
- ・ 第三者の著作権やプライバシー等を侵害する内容、又はその恐れがある内容に関する記事の作成や掲載は禁止します。
- ・ 撮影した素材は、右京区公式ホームページをはじめとする右京区の広報活動等に使用することがあります。また、同様の目的で、新聞やテレビ等の他のメディアに提供する場合があります。
- ・ 投稿記事について、掲載の文章や写真に関する著作権は全て右京区に帰属します。また、掲載写真等の原データの提供のご協力をお願いすることがあります。